市役所　☎072-958-1111

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

市内の発生状況（令和３年１月14日時点）

【大阪府の報道発表資料をもとに作成しています。】
※11月16日(月)から公表の内容が変更されました。
※最新情報はウェブサイトをご覧ください。
問 災害対策課

累計
271

中止となったイベントなど（定例実施）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を見送らせていただくこととなりました。
●第34回石川クリーン作戦
問 環境衛生課・下水道建設課

国民健康保険の被保険者・後期高齢者医療の被保険

【新型コロナウイルス感染症に係る「傷病手当金」の適用期間延長（令和３年３月31日まで）】

令和２年６月号および10月号広報でご案内した「傷病手当金」の適用期間が「令和３年３月31日まで」延長となります。傷病手当金の受給には申請が必要です。事前に電話でお問い合わせください。申請に必要となる申請書等をご案内します。
問 保険年金課国民健康保険給付担当・後期高齢者医療担当

大阪府にて、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止に向けて、令和３年１月14日から２月７日の25日間、営業時間短縮要請に全面的にご協力いただける飲食店等に対し、新たに協力金を支給いたします。
問（仮称）大阪府営業時間短縮協力金に関するコールセンター
☎06-6210-9525（9:00～19:00）(日)及び(祝)を除く。）

新型コロナ総合相談窓口

受付 平日9:00～17:00　☎072-947-0112（直通）

新型コロナウイルスに関連する情報については、市ウェブサイト（新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ）をご覧ください。
※右図のQRコードよりアクセスできます。

幼児教育保育無償化のご案内

■ 令和３年度　子育てのための施設等利用給付の新規申し込み受付について

令和３年４月より、３歳から５歳（０歳から２歳までの住民税非課税世帯）の子どもで、未移行の幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用するまたは利用予定の子どもは施設等利用給付認定の申請を行い、認定を受けることにより幼児教育保育無償化の対象となります。

【申請方法】
●こども課または通園している施設より案内等を配布しますので受け取ってください。
※羽曳野市より案内等を配布していない施設もありますのでその際はこども課にてお受け取りください。
●申請書等の提出および提出期限
①未移行の幼稚園に通園し、預かり保育を利用しない子ども
→通園している幼稚園　　提出期限：幼稚園へご確認ください。
②未移行の幼稚園に通園し、預かり保育を利用する子どもおよびその他の施設を利用する子ども
→こども課　　提出期限：令和３年３月12日(金)まで

■ 令和２年度　羽曳野市実費徴収に係る補足給付申請について

羽曳野市内に住所を有する者で、子どもが未移行の幼稚園に通っており、下記に該当する保護者は、幼稚園に支払った給食費のうち副食費（おかず・おやつ等）相当額が月額4,500円まで補助されます。
※実際に支払った副食費相当額（月額）または月額上限額4,500円のいずれか少ない金額

【対象者】
(1)世帯(父母など)の市町村民税所得割課税額の合計額が77,101円未満である場合(年収360万円未満相当世帯)
※令和２年４月分から８月分までについては、平成31年度の市町村民税所得割課税額
※令和２年９月分から令和３年３月分までについては、令和２年度の市町村民税所得割課税額
(2)世帯の所得にかかわらず、小学校３年生以下の子どもから数えて、対象園児が第３子以降の場合
(3)生活保護世帯や里親等の市町村民税非課税に準ずる世帯に該当する場合

【申請方法】
●提出物　①「羽曳野市実費徴収に係る補足給付申請書（償還払い用）」　②「副食材料費の領収書」
③「市町村民税課税証明書」※平成31年１月１日および令和２年１月１日時点で羽曳野市外に在住の方のみ
●提出先　こども課
●提出期限　令和３年３月31日(水)

【問合せ】こども課 教育保育給付担当